

平成27年第2回弘前市教育委員会会議録

日時 平成27年2月2日（月）

場所 中央公民館岩木館2階大研修室

◇議事日程

- 1 開会宣告
- 2 定足数確認
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期決定
- 5 臨時代理の報告
報告第1号 臨時代理の報告について
(平成27年度教育費予算案に対する意見申出について)
- 6 議案の審議
議案第2号 弘前市文化財施設条例の一部を改正する条例案
議案第3号 子どもの笑顔を広げる弘前市民条例
～いじめや虐待のないまちづくりを目指して～
及び弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案
議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律
の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例案
- 7 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

1番 九戸 眞樹 委員、2番 前田 幸子 委員、3番 佐々木 健 委員、
4番 土居 真理 委員、5番 一戸 由佳 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 柴田 幸博、理事兼弘前図書館長兼郷土文学館長 宮川 慎一郎、教育政策課長 櫻庭 淳、学校教育推進監兼学校教育改革室長 工藤 雅哉、学校企画課長 北嶋 郁也、学務健康課長 鳴海 誠、学校指導課長兼教育センター所長 佐藤 忠浩、生涯学習課長 土谷 伸夫、文化財課長 三上 敏彦、博物館長 長谷川 成一

◇出席事務局職員

教育政策課長補佐 高谷 由美子、教育政策課総務係長 前田 修、教育政策課総務係主事 千葉 秀克

午後1時 開会

○委員長（九戸眞樹委員） これより、平成27年第2回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただいまの出席者数は5名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。会議録署名者に4番土居真理委員と5番一戸由佳委員を指名いたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

本日の案件は、報告1件、議案3件となっております。

・報告第1号について

○委員長（九戸眞樹委員） それでは報告第1号臨時代理の報告について（平成27年度教育費予算案に対する意見申出について）、事務局から説明をお願いします。

○教育政策課長（櫻庭 淳） 報告第1号臨時代理の報告について説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、平成27年度教育費予算案に対する意見を市長に申出することについて、その事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定により臨時代理したことから、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

平成27年度予算編成におきましては、市の財政的な見通しの厳しさから、学校や教育施設に係る経常的な経費に加え、今回からは業務委託や管理工事経費等についても、シーリング方式が導入されております。部局ごとに設定された予算見積上限額の中で、教育委員会として最大の効果を生み出すよう、事業のスクラップアンドビルドを行い、メリハリのある予算の組み立てを行うよう求められたところであります。

それでは、予算編成方針を踏まえ、弘前市教育振興基本計画の推進を図るために要求した予算と、1月6日に示された財務部長査定による教育費の内示総額等について説明いたします。別紙の平成27年度教育費（事業費別）歳出予算案をご覧ください。

この表は左側から、事業名、前年度当初予算、こちらは、平成26年4月の市長選挙に係り、4月当初から執行となる義務的経費等の骨格予算と、市長就任後決定となった政策的経費の肉付け予算を、本来の当初予算と意味づけ、この2つを合わせた額としております。続いて、27年度当初予算要求額、27年度財務部長査定額、対前年度当初予算額増減、対前年度当初予算額増減率、最後、一番右が復活要求額となっております。最後の合計欄をご覧ください。下から3行目の合計は、教育委員会が所管する10款教育費予算合計額を、下から2行目の市長部局予算は10款教育費のうち文化スポーツ振興課が所管する分を示しております。そして、一番下が、10款教育費の全体予算となっております。

教育委員会が所管する教育費要求額と、財務部長査定額の比較についてですが、下から3行目の教育委員会所管分計の欄をご覧ください。27年度の要求額70億1564万4000円に対し、財務部長査定額は65億1801万6000円で、約4億9800万円の減額で査定内示されております。

次に、26年度の当初予算額64億3870万1000円との比較では、対前年度当初予算額増減のとおり、7931万5000円の増額、率にして約1.2%の増となっております。これは、シーリング方式による予算編成において、事業のスクラップアンドビルドを行ったことにより、教育費全般において事業費の圧縮が図られたものの、裾野小学校の新築事業費及び自得小学校の屋内運動場改築事業費合わせて約9億7500万円の増額などもあり、結果的には前年度予算額より増となったものであります。

次に、査定に対する教育委員会所管分の復活要求の内容について説明いたします。復活要求額の合計は1億5024万3000円で、その内訳については復活要求事業一覧をご覧ください。まず、学校教育改革室からは「弘前式」ICT活用教育推進事業を、次に、学校企画課からは「裾野小学校新築事業」を、また、学務健康課からは「特別支援教育支援員配置事業」ほか2件を、学校指導課からは「中学生国際交流学習事業」を、生涯学習課からは「公民館施設整備事業」ほか2件を、最後に文化財課からは「大石武学流庭園シンポジウム」と「大森勝山遺跡公開活用事業」の2件の、合計11件を要求しております。この復活要求に対し、市長によるヒアリングと査定が実施され、決定となった額を、欄上段の括弧書きで示しております。具体的に示しますと、「弘前式」ICT活用教育推進事業では当初要求額を5160万8000円としたものを内示が1360万8000円でありました。その後の復活要求であと2080万円を増額して頂きたいということで復活要求額を増やしまして、復活後はその要求額通りつきましたので、合わせて3440万8000円となり括弧書きの決定額も3440万8000円となっております。次に東部学校給食センターの食器更新を例にとりますと、当初1122万7000円で要求したところ内示は0円という査定でありましたが、このまま復活をさせていただきたいということで要求を1122万7000円としましたが、最終的に復活要求の決定額が1000万円となりましたので括弧書きで1000万と、それから復活後も同額で1122万7000円の要求に対して決定額が1000万円という形になっております。次の例ですが、草刈機の更新の30万円要求をいたしました。内示が5万円となり復活で25万合わせて30万円、元のままの要求で復活を願いたいとしたところ要求したものがつきませんでしたので、復活後の決定額は査定と同じ5万円となっております。以上そのような表記となっております。この他、事務調整等により、内示額から多少の増減がなされ、教育費を含めた全体予算案の市長決定通知が今週中には出される予定となっております。以上です。

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

○2番（前田幸子委員） 「弘前式」ICT活用教育推進事業について、相馬中学校と相馬小学校をモデル校として当初要求額に5000万円を計上し内示が非常に低く、更に復活要求で第三中学校と大成小学校分を追加しても、これで間に合うのですか。

○学校教育推進監兼学校教育改革室長（工藤雅哉） 当初の予算要求額5160万8000円は、

相馬中学校区の2校と第三中学校区の4校で要求しておりました。内示額は1360万8000円でありましたが、財源が厳しいこともあり、過疎債が使える相馬地区だけに限定され約1300万円の内示がなされましたが、第三中学区の大成小学校は非常に先進的な取り組みをしており、市内の小・中学校をリードするような研究をしているということで、ぜひ大成小学校、そして第三中学校も復活して欲しいという要望を出したところ、大成小学校と第三中学校だけは認めてもらえたということでもあります。

○2番（前田幸子委員） この要求額でやっていけるわけですね。

○学校教育推進監兼学校教育改革室長（工藤雅哉） 十分可能です。工夫によっては、あと1、2校可能であるとも考えております。

○2番（前田幸子委員） 裾野小学校新築事業について、最初から新築するということやその予算も予め決まっているのにもかかわらず、内示額が下がるということはどういうことか。それは復活するから減らしてもいいのではないかという考えからなのか、それとも当初計画した見積りが甘かったのか、その辺を教えてください。

○学校企画課長（北嶋郁也） こちら側の要求に対する財政等の判断では、最近行った高杉小学校や文京小学校の金額を基準として査定しております。裾野小学校の場合、地盤が弱いことから杭が多く必要であるとか、寒さが厳しいことから普通より寒さ対策の為の資材等が多く必要であるなど、そういうようなこともあり、これまでの学校と違うということで復活要求を挙げております。また、グラウンドについても広く、高杉小学校や文京小学校より子どもが少ないのに広いグラウンドが必要なのかなど、そういうことで、高杉小学校や文京小学校を基準に財政の方では査定しております。多少面積は少なくしておりますが、土掘りであるとか、熊など出没することからきちんとしたフェンスが必要であるなど、文京小学校や高杉小学校とは条件が違うということで復活要求をしており、それはそのまま認められております。

○1番（九戸眞樹委員） ゼロ査定がありますが。

○生涯学習課長（土谷伸夫） 「JAXAへ行こう」が平成26年当初から3か年の予定で実施しておりましたが、その後継事業ということで「未来ひらめき創造塾参加費助成事業」を計上いたしました。この事業は県が行っており、青森公立大学を会場に夏休み4泊程度の宿泊研修を行い、また川口先生もお見えになって講演や授業をしております。それにぜひ子ども達を派遣したいということで、その参加料の一部を助成する内容で提出したのですが認められませんでした。

○1番（九戸眞樹委員） 事業としては無くなるという考え方で了解いたしました。

○教育部長（柴田幸博） 補足いたします。これは3年で終了する予定であったものを、平成26年度から高校生を入れたことで、もう2年実施したいということで要求いたしました。が、だめだということで「JAXAへ行こう！」は切られてしまいました。では、「JAXAへ行こう！」のような事業で、生涯学習課長がお話しした部分の要求をしましたが、今回は承認されませんでした。

平成27年度、このような科学系の事業、平成28年に向けて何ができるのかもう一度検討させていただきたいということでもあります。

○1番（九戸眞樹委員） やはり科学をする、科学者の芽を育てる事業ということは必要だと思しますので、そこはぜひお願いをしたいと思います。

○委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等はありませんか。
（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） 報告第1号を承認することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって報告第1号は承認されました。

・議案第2号について

○委員長（九戸眞樹委員） 次に、議案第2号弘前市文化財施設条例の一部を改正する条例案について、事務局から説明をお願いします。

○文化財課長（三上敏彦） 議案第2号弘前市文化財施設条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

提案理由としましては、文化財施設の一層の活用を図るため、入館者等の遵守事項の一部を緩和するなど、所要の改正をしようとするものであります。

弘前市文化財施設条例第11条では、遵守事項を規定しております。特に第1項第2号中では文化財施設内で飲食しないことを規定しておりますが、今回は、その飲食に関する規定を緩和するための一部改正であります。第11条第2項中、「文化財施設の」を削除し、第2項を第3項とします。第11条第1項の次に第2項として、「前項第2号の規定にかかわらず、文化財施設の活用を図るため委員会が必要と認める場合は、文化財施設内（同号の所定の場所を除く。）において飲食することができる。」を加えるものであります。この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。

この改正に至った背景を紹介させていただきます。昨年9月に瑞楽園で、開催されました第5回市長車座ミーティングへの参加団体として弘前市造園組合から、「ここで飲食の禁止だということを初めて知り、お茶くらいは飲めるようにしてもらえると、イベントやお茶会等が開催でき、たくさんの人に来ていただくことで、また瑞楽園の宣伝効果にもつながる」という意見を頂いております。更に文化財施設の指定管理者からも、より一層多くの人たちに入館・入園してもらうためには、お茶類のサービスや飲食を伴うイベントを企画したいので、規定緩和できないものか相談を受けたところであります。以上です。

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

○2番（前田幸子委員） 今のご提案はすごく良く、やはり幅広く多くの方々を受け入れるという意味では非常にいいなというふうに思いました。ただその中で、追加する2項の中に「必要と認める場合に」とありますが、これは別紙とかある程度基準を必要条件としてきちんと提示するものなのか。それとも借りの方がこういうのを使いたいということを提示してから委員会として検討して決めていくのか。その辺を教えてくださいなと思います。

- 文化財課長（三上敏彦） このことについては、改正後に具体的な取り扱いを定める予定であります。現時点では文化財施設の設置理念に沿った行事・イベントを開催すること。また、調理を伴わない給湯程度にとどめること。見学者が入館した際は施設内の公開を拒否してはならない。その他定めていきたいと考えております。
- 1番（九戸眞樹委員） お湯を沸かす、お茶を提供するくらいですか。
- 文化財課長（三上敏彦） IH器具ヒーターや電気ポットは可能とさせていただきたいと考えております。
- 1番（九戸眞樹委員） 火が見えないもの、電磁調理器程度であれば大丈夫という意味ですか。
- 文化財課長（三上敏彦） これまで汚損・火災等を理由に文化財保護の立場から全面的に飲食は禁止しておりました。この条文中にもありますが、旧笹森家住宅には外に休憩所があります。自動販売機を設置しておりますので、ここだけはよろしいという現状であります。
- 委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） それでは、議案第2号を可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって議案第2号は原案どおり可決されました。

・議案第3号について

- 委員長（九戸眞樹委員） 次に、議案第3号子どもの笑顔を広げる弘前市民条例～いじめや虐待のないまちづくりを目指して～及び弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案について、事務局から説明をお願いします。
- 学校指導課長兼教育センター所長（佐藤忠浩） 議案第3号子どもの笑顔を広げる弘前市民条例～いじめや虐待のないまちづくりを目指して～及び弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案について説明いたします。
提案理由は、国のいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の施行に伴い関係規定を整理するため、所要の改正をしようとするものであります。
改正の内容につきましては、子どもの笑顔を広げる弘前市民条例～いじめや虐待のないまちづくりを目指して～の第2条第1号いじめの定義について、第7条いじめや虐待の防止のための会議について、並びに弘前市附属機関設置条例についての一部改正案となります。
本条例案第1条として、子どもの笑顔を広げる弘前市民条例～いじめや虐待のないまちづくりを目指して～の一部改正を定めております。改正条項につきましては、第2条第1号いじめの定義及び第7条いじめや虐待の防止のための会議についてとなります。条例第2条第1号いじめの定義につきましては、これまで「一定の人間関係に

ある者から心理的又は物理的な攻撃を受けたことで、精神的な苦痛を感じている状態のことをいいます。」と定義しておりましたが、いじめ防止対策推進法の定義を受け、新たに「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」といいます。）第2条第1項に規定するものをいいます。」と改めます。また、条例第7条いじめや虐待の防止のための会議につきましては、「市は、いじめや虐待の防止及びその対応などに関する会議を設け、市民の意見を十分に受け止め、取組に反映させるよう努めます。」としておりましたが、法の施行に伴い地方公共団体が実施する必要がある施策のうちいじめ問題対策連絡協議会の設置につきまして、第7条第1号で「ひろさき教育創生市民会議において、いじめや虐待の防止について検討し、取組に反映させるよう努めます。」と改め、同条第2号では、「市は、ひろさき教育創生市民会議において、いじめや虐待の防止に関する機関及び団体の連携を図ります。」とその役割を示すものであります。

本条例案第2条弘前市附属機関設置条例の一部改正について説明いたします。これは、いじめ防止のための対策を実行的に行う組織に関わる教育員会の附属機関として弘前市いじめ防止等対策審議会を設置するにあたり、弘前市附属機関設置条例（平成26年弘前市条例第2号）の一部を改正するものです。弘前市附属機関設置条例の別表2教育委員会の附属機関の表のひろさき教育創生市民会議の項の次に弘前市いじめ防止等対策審議会を加えます。弘前市いじめ防止等対策審議会の担任する事務は、一つ目としていじめ防止対策推進法第1条に規定するいじめの防止等のための対策に関すること、二つ目として法第28条第1項の規定による調査に関すること、三つ目としてその他法第2条第1項に規定するいじめに係る重要事項に関すること、となります。審議会の委員の構成としましては、法律・医療・教育・心理学・児童福祉、それぞれの分野から5人以内の委員で構成されます。任期は2年となります。

なお、この条例改正案につきまして附則としては、この条例は平成27年4月1日から施行するものといたします。附則の二つ目として、弘前市いじめ防止等対策審議会の設置に伴い、弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部を改正いたします。弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例第1条第52号ひろさき教育創生市民会議の委員の次に、第52号の2いじめ防止等対策審議会の委員を加えます。また、同条例別表第2ひろさき教育創生市民会議の委員の次にいじめ防止等対策審議会の委員を加えます。次に、別表第3ひろさき教育創生市民会議の委員の次にいじめ防止等対策審議会の委員を加えます。以上です。

- 委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。
- 1番（九戸眞樹委員） この条例の一部改正については、国の政策に沿ってという考え方でよろしいですか。
- 学校指導課長兼教育センター所長（佐藤忠浩） 国の法律に沿って作らなければいけないということでもあります。
- 5番（一戸由香委員） 委員の構成5番の児童福祉関係者とはどのような方をイメージされているのか。

- 学校指導課長兼教育センター所長（佐藤忠浩） 市長部局に再調査組織を設置する必要があり、そこの住み分けも考えて検討していきたいと考えておりますので、今のところ具体的にまだ決まっておりません。
- 5番（一戸由香委員） 委員の定数5人以内は決定していますか。例えば、過去に自分自身がいじめに遭った経験のある市民であるとか、そういう方が委員に加わることは可能ですか。委員の構成を見ますと、皆さんがその道のプロの方達であり、もちろんそれも大事なことでありますが、実際本当にいじめを止める、いじめのない部分を作っていくと考えると、体験された方の意見はとても貴重だと感じます。専門家の方々だけが一緒に話し合ってもなかなか現場の声が聞こえてこないのかなと思います。
- 学校指導課長兼教育センター所長（佐藤忠浩） そのことについては、ひろさき教育創生市民会議で広く様々な立場の方から意見を聞きます。この審議会については、一つは教育委員会の教育委員の方向性を検討する部分もありますが、もう一つは、いじめの重大事態が発生した場合、そこについて再調査等をする組織としての役割も担いますので、やはりそれぞれの専門の立場から意見をいただくということでこのような職種を制定しております。
- 委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって議案第3号は原案どおり可決されました。

・議案第4号について

- 委員長（九戸眞樹委員） 次に、議案第4号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例案について、事務局から説明をお願いします。
- 教育政策課長（櫻庭 淳） 議案第4号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例案について説明いたします。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、教育長の身分や服務に関する事項等について所要の改正をしようとするものであります。

本日の会議に提案いたしました条例案は、教育委員長と教育長を一本化し、新教育長として常勤の特別職となり任期も3年とされたこと、新教育長は委員の一人とは取り扱われなくなるなど、新たな位置づけがなされた教育長の身分や服務等に関する関係条例の改正であり、全部で9条例と多岐に及ぶことから、本案において一括して各条例の整備を行うものであります。

本案では、第1条で弘前市職員定数条例の一部改正、第2条で弘前市職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正、第3条で弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部改正、第4条で弘前市特別職の職員の給料等に関する条例

の一部改正、第5条で弘前市職員等の旅費に関する条例の一部改正、第6条で弘前市特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正、第7条で弘前市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部改正、第8条で弘前市附属機関設置条例の一部改正、第9条で弘前市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の廃止の以上9件を一括して整理しようとするものであります。

それでは条例の改正内容について説明いたします。

弘前市職員定数条例につきましては、法律の引用条項の移動並びに教育長が特別職に位置づけられることによるもので、第1条地方教育行政の組織及び運営に関する法律「第21条」を「第19条」に、第2条教育委員会の職員の定数を「260人」から「259人」に改め、これに伴い合計の定数を「1,607人」から「1,606人」とするものであります。

次に、弘前市職務に専念する義務の特例に関する条例につきましては、新教育長に対し職務に専念する義務が課せられたことによるもので、第1条の趣旨で地方公務員法第35条の次に「及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項」を加え、第2条の職員の定数の「職員」を「教育長及び職員」に改め、「県費負担教職員」の前に「教育長及び」を加えるものであります。

次に、弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例につきましては、委員長が教育長と一本化されることに伴い、別表第2の委員長の項を削除するものであります。

次に、弘前市特別職の職員の給料等に関する条例につきましては、現行の教育長は教育委員としての特別職の立場と、教育長としての一般職の立場をあわせ持っておりますが、新教育長は特別職としての立場に一本化されることから、第1条の趣旨に第3号として教育長を追加し、第3条の給料月額に第3号として教育長の給料月額69万9000円を追加するものであります。

次に、弘前市職員等の旅費に関する条例につきましては、これまでの教育長の旅費は、このあと説明いたします第9条弘前市教育委員会教育長の給与等に関する条例に規定されておりましたが、当該条例が廃止されることから、別表の区分の欄、副市長の次に「、教育長」を加え、副市長と同程度の旅費基準としようとするもので、旅費基準としては従来と同様であります。

次に、弘前市特別職の職員の退職手当支給条例につきましては、新教育長の身分が特別職となり、任期も3年に改められたことに伴い、第2条の適用範囲に第3号として教育長を追加し、第3条の退職手当の額に第3号として教育長の退職手当の割合を追加するものであります。また、第4条の在職月数の計算の第2項ただし書きの「48か月」の次に「(教育長にあつては、当該月数が36か月を超えるときは、36か月)」を加えるものであります。

次に、弘前市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例につきましては、法改正に伴う引用条項の移動であり、「第24条の2第1項」を「第23条第1項」に改めるものであります。

次に、弘前市附属機関設置条例につきましては、教育委員長が教育長と一本化されることに伴い、別表2ひろさき教育創生市民会議の委員の構成から第5号の教育委員会委員長を削るものであります。

次に、弘前市教育委員会教育長の給与等に関する条例の廃止につきましては、新教育長が特別職となることから、同条例を廃止するものであります。

最後に附則であります。施行期日を平成27年4月1日といたします。附則の第2項は、経過措置であり、現在の教育長の教育委員としての任期中はなお従前の例により在職するとされており、現在の教育長の任期である平成30年5月19日までは引用条項の移動を除き従前のままとするものであります。以上です。

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

○2番（前田幸子委員） 質問ではなく要望です。附則において現教育長の任期中は現行のままでいくということですので、学校関係であるとか様々関係する方々へも周知をしておいたほうがいいと思います。私自身、4月1日から新教育長の制度に変わると認識をしていた部分がありましたが、これを改めて聞いてそうではないというのがわかりました。

○教育政策課長（櫻庭 淳） この条例につきましては、今回の第1回定例会にも提出され、その審議で決まると思いますので、それ以降に周知したいと思います。また、委員の皆様には、今回の改正で、例えば総合教育会議であるとか設けられることになり今その調整等を行っておりましたので、それが決まり次第、改めて説明したいと考えておりましたのでよろしくお願いします。

○委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは、議案第4号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって議案第4号は原案どおり可決されました。

以上で本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして平成27年第2回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午後1時53分閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育政策課総務係主事 千葉 秀克

弘前市教育委員会

委員長 九 戸 眞 樹

署名者 土 居 眞 理

署名者 一 戸 由 佳